

2013年7月23日

住宅金融支援機構 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町

一丁目1番1号 天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729

FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（申入れ活動終了のご通知）

当団体は、貴社に対し、次の申入れ等の活動を行ってきました。

2010年 2月24日	当団体より団体信用生命保険特約制度の特約料に関するお問い合わせを送付
2010年 3月 6日	貴機構よりお問い合わせに対する回答書を受領
2010年 5月27日	当団体より再お問い合わせを送付
2010年 6月 5日	貴機構より再お問い合わせに対する回答を受領
2010年 9月28日	当団体より申入書を送付
2010年10月19日	貴機構より申入書に対する回答を受領
2013年 4月 1日	貴機構HPにおいて、団体信用生命保険特約制度の特約料返金に関する改善が発表される
2013年 4月26日	当団体より再々お問い合わせを送付
2013年 5月31日	貴機構より再々お問い合わせに対する回答を受領

当団体は、これまでの回答及び今回の回答書を精査しましたが、当団体として最も重大な問題として認識していた「保障期間中の住宅ローンの繰上返済・脱退の際に特約料が返還されない」との条項を2013年7月1日より改善すると発表されたこと、事前調整が済み次第返金額の計算方法を開示することを回答されたこと、等の現状に鑑み、当団体は一旦貴機構に対する申入れ活動を終了することになりました。

但し、当団体は、本申入れ活動の終了によって、貴機構の見解をすべて承認したものではありません。今後、新たに、貴機構の返金額や事前の告知等に関する苦情があれば、別途対応させていただく場合があることを念のため付言いたします。

以上